

## 非常変災時その他緊迫事態における市町立学校の非常措置基準

各市町教育委員会は非常変災時およびその他緊迫事態における児童生徒の安全の確保のため、下記に定める基準に基づき、適切な配慮に努めるとともに非常措置をとること。

### 1 関係情報の収集について

(1) 気象状況等によって災害の発生が予想される場合には、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に留意すること。

ア 県内に影響が予想される「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合は、児童生徒の登下校または臨時休業にかかる措置を講じる必要があることから、逐次、正確な情報の把握に努めること。

イ 特定の地域に「特別警報」、「危険警報」、「暴風を含む警報」または「大雨、氾濫、土砂災害、大雪等の警報」が発表された場合、学校所在地域によっては、「ア」と同等の措置を講じる必要があることから、地域の公共機関(市町の防災担当課、警察署、消防署等)と連絡をとり、周辺地域の状況の把握に努めること。

(2) 交通機関のストライキ等が予想される場合には、報道に注意するとともに関係交通機関と連絡をとり、運行状況の把握に努めること。

### 2 必要な措置の決定について

校長は、非常変災時その他緊迫事態における児童生徒の安全の確保のため、状況により、次の措置をとること。

(1) 「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」の発表時等における措置

ア 「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」の発表時における措置

#### ① 臨時休業

登校前においては児童生徒は自宅待機とし、午前7時において「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休業とする。

#### ② 終業時刻の繰上げ

児童生徒の登校後すなわち学校管理下にあつて「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し児童生徒の安全確保を最優先とし適切な措置を講じること。

その際、児童生徒の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案のうえ、適切な指示および指導をすること。

イ 「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」発表前における特例措置

「ア」において判断の基準時刻とした午前7時以前の段階であっても、当該時刻における「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合には、校長は、市町教育委員会と協議のうえ、児童生徒に対して、「ア」の①に関する指示を出すことができる。

また、学校管理下にあつて、「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」の発表が必至と判断される場合にも、事前に教育活動を停止し、「ア」の②に関する措置をとることができる。

「ア」、「イ」に関して、市町教育委員会は、できるだけ管内全学校の措置を揃えるよう指導すること。

ウ 「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」解除後の措置

「ア」において判断の基準時刻とした午前7時までに、「特別警報」、「危険警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合にあつても、学校所在地域や児童生徒の通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、校長は、市町教育委員会と協議のうえ、児童生徒に対して自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰下げまたは臨時休業等の措置をとることができる。

(2)その他の警報(大雨、氾濫、土砂災害、大雪等の警報)の発表時における措置

その他の警報(大雨、氾濫、土砂災害、大雪等の警報)の発表にともない、臨時休業、始業時刻の繰下げまたは終業時刻の繰上げ等の措置が必要な事態となった場合には、校長は、市町教育委員会と協議のうえ、適切な措置をとること。

(3)交通機関の運行に支障が予想される場合(交通機関ストライキ等を含む)における措置

交通機関のストライキが実施された場合でも、校長は、可能な限り平常通りの教育活動を行うよう努めること。しかし、交通機関の運行状況や児童生徒の利用状況を検討し、始業時刻および終業時刻等について、適切な措置をとること。

その際、児童生徒の登下校時の安全の確保等については、適切な指導を行うこと。

3 内規等の見直しについて

児童生徒が、通常、市町による通学バスまたは公共交通機関を利用して登下校を行っている学校にあつては、校長は、市町教育委員会と協議のうえ、かかる事態に対応するため、内規等の見直しをすること。

4 県教育委員会への報告について

県教育委員会への報告は、別添の様式により市町教育委員会が行うこと。

(1)前日の報告について

平常と異なる措置をとることを決定した場合は、前日の午後5時までに電話、電子メール等で報

告すること。

(2)当日の報告について

平常と異なる措置をとった場合は、(1)の報告の有無にかかわらず、午前10時までに電話、電子メール等で報告すること。その他については、決定次第電話で報告すること。

(3)報告すべき事項

ア 学校名(本校・分校別)

イ 措置の状況

- ・始業時刻の繰下げ、終業時刻の繰上げ、臨時休業等の別
- ・始業時刻の繰下げの場合は、繰り下げた時間および開始校時また、終業時刻の繰上げの場合は、繰り上げた時間および終了校時
- ・措置をとるに至った理由

ウ 報告者職・氏名

5 この基準は、平成27年2月4日から施行する。

この基準は、令和8年 5 月 28 日から施行する。

【参考】

※新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

